

# 千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正概要

平成30年3月27日

環境生活部大気保全課

## 1 改正の背景

県では、大気汚染を防止するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」を制定し、発電等に用いる施設について、大気汚染防止法に定める排出基準よりも厳しい指導基準を設け、窒素酸化物の排出抑制を図っています。特に、発電事業については排出量が多いことから、発電事業用の発電ボイラー等に対しては、さらに厳しい指導基準（以下「発電事業者指導基準」という。）により指導を行っています。

しかし、平成28年6月の電気事業法の改正や技術の進歩により、発電事業者指導基準が設定されていなかった施設（ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関）を用いた発電事業が行われるようになってきています。

これらの施設による窒素酸化物の増加が懸念されることから、当該施設についても発電事業者指導基準を定めることが必要となっています。

## 2 主な改正点

ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を用いた発電事業者に対し、窒素酸化物の適正な排出抑制を指導するため、発電事業者指導基準が適用となる施設にこれらの施設を追加し、その指導基準を下表のとおり設定しました。

なお、これらの指導基準については、技術的な水準を考慮して設定しました。また、ガス機関の指導基準については、ガス燃料を使用する他の発電用施設における発電量当たりの排出量も勘案して設定しました。

### 追加する発電事業者指導基準(案)

施設の種類	指導基準
ディーゼル機関	100ppm
ガス機関	40ppm
ガソリン機関	200ppm

※ただし、小規模（3,000kW未満）の事業所については、上表の基準を適用しない。

## 3 施行予定期日

平成30年7月1日